

第 21 号議案

滋賀県立近代美術館協議会委員の選任について

博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 21 条の規定に基づき、滋賀県立近代美術館協議会委員を次のとおり任命する。

任期は、令和元年 7 月 31 日から令和 3 年 7 月 30 日までとする。

令和元年 7 月 4 日

滋賀県教育委員会

---

今回任命する者

| 氏 名  | 現 職           |
|------|---------------|
| 島 敦彦 | 金沢 21 世紀美術館館長 |